



令和9年度 保育施設入園のご案内

4月1日入園

受付期間：令和8年11月6日（金）～ 12月4日（金）

募集状況：直接施設へご確認ください。

年度途中入園

申込期限：入園希望日の2か月前の月末まで

※4月途中入園は令和9年2月19日（金）まで

募集状況：子育て支援課までお問い合わせください。

◆令和9年度の保育年齢（利用申込書に記入する年齢）

保育年齢	生年月日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日 ～
1歳児	令和7年（2025年）4月2日 ～ 令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日 ～ 令和7年（2025年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日

霧島市ホームページ二次元コード

霧島市役所 子育て支援課
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号（別館1階27番窓口）
電話 0995-45-5111（代表） 内線2071～2075



目 次

1	支給認定	1 ページ
2	施設の種類	2 ページ
3	利用手続き	
(1)	受付期間	2 ページ
(2)	申込みに必要な書類	3 ページ
(3)	必要に応じて提出が必要な書類	4 ページ
(4)	施設の事前見学	4 ページ
(5)	保護者が育児休業中の場合の申込み	5 ページ
(6)	保育施設の募集状況について	5 ページ
(7)	申込後の流れ	6 ページ
(8)	申込み内容から変更が生じた場合の手続き	7 ページ
(9)	1号認定での入園も内定している場合	7 ページ
(10)	市外からの転入予定の場合	7 ページ
(11)	霧島市外の保育施設の利用を希望する場合	7 ページ
(12)	申込みの取下げ	7 ページ
(13)	利用申込書の有効期限	7 ページ
4	利用開始後	
(1)	仕事の状況や世帯の状況等に変更があった場合	8 ページ
(2)	転園を希望する場合	8 ページ
(3)	現況届	9 ページ
(4)	2号認定から1号認定に変更する場合（認定こども園）	9 ページ
(5)	利用中の施設を退園する場合	9 ページ
(6)	市外転出後も在籍している施設を継続して利用する場合	9 ページ
5	保育料（利用者負担額）	
(1)	幼児教育・保育の無償化	10 ページ
(2)	保育料の算定や副食費徴収区分の決定	10 ページ
(3)	保育料基準額表	10 ページ
(4)	県独自の多子世帯保育料軽減事業	12 ページ
(5)	保育料等の変更時期	12 ページ
(6)	日割り計算	13 ページ
(7)	保育料の納入	13 ページ
(8)	保育料の減額または免除	13 ページ
6	よくある質問	14 ページ

資料・・・霧島市内教育・保育施設等一覧
保育施設利用調整基準表
申込書記入例

1 支給認定

保育施設（以下「施設」といいます。）を利用するには、保護者全員が就労や疾病・障害などの「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳～5歳児	—	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	満3歳～5歳児	有	保育所、認定こども園（保育所機能）
3号認定	0歳～2歳児	有	保育所、認定こども園（保育所機能） 小規模保育事業所

保護者とは、親権を行う者（父、母）、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者になります。

◆保育の必要性の事由

	項目	内容
1	就労	月48時間以上の就労をしている。
2	妊娠・出産	出産前後（産前産後8週）である。
3	疾病・障害	病気や負傷または心身に障害がある。
4	介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護している。
5	災害復旧	地震や風水害、火災などの災害復旧にあたっている。
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）をしている。
7	就学	学校に在学している。または、職業訓練を受けている。
8	虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある。

◆保育の必要性があると認定された場合、保育必要事由に応じて保育必要量を認定します。

保育必要量	施設を利用できる時間	保育必要事由
保育標準時間 （保育短時間での認定も可能）	11時間（1日あたり）	就労（月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、介護等、災害復旧、就学、虐待・DV
保育短時間	8時間（1日あたり）	就労（月48時間以上120時間未満） 求職活動

就労が月120時間未満であっても、シフト制の勤務体系などにより、施設が設定する保育短時間の利用時間帯を超えて利用せざるを得ない場合などは、保育標準時間で認定することが可能なことがありますのでご相談ください。

2 施設の種類

- 保 育 所** … 就労等によりお子様を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う施設
- 認 定 こ ど も 園** … 保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保育と教育を一体的に行う施設
- 小 規 模 保 育 事 業 所** … 0歳～2歳児を対象に、19人以下の少人数で保育を行う施設。卒園後は、各施設が連携する保育所や認定こども園に転園することになります。
- 幼 稚 園** … 小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設

3 利用手続き

(1) 受付期間

① 4月1日から利用を希望する場合（以下、「新年度入園希望」といいます。）

期 間	令和8年11月6日（金）～12月4日（金） ※土、日、祝日は除く
時 間	午前8時15分～午後5時まで
場 所	霧島市役所子育て支援課窓口（別館1階27番窓口） 隼人市民福祉課または各総合支所市民生活課

② 年度途中からの利用を希望する場合（以下、「年度途中入園希望」といいます。）

（4月1日の利用を希望し、上記の期間以降に申込み場合を含む。）

入所希望月	申込期限	入所希望月	申込期限
令和9年 4月	令和9年2月19日(金)	10月	令和9年8月31日(火)
5月	令和9年3月31日(水)	11月	令和9年9月30日(木)
6月	令和9年4月30日(金)	12月	令和9年10月29日(金)
7月	令和9年5月31日(月)	令和10年 1月	令和9年11月30日(火)
8月	令和9年6月30日(水)	2月	令和9年12月24日(金)
9月	令和9年7月30日(金)	3月	令和10年1月31日(月)

※申込期限までに必要書類をすべて提出してください。必要書類がすべてそろっていない場合は申込みを受け付けることができません。

※申込期限後も申込みは受け付けますが、期限内の申込み分を優先して利用調整（6ページ「（7）申込後の流れ」をご覧ください。）の対象とします。

(2) 申込みに必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（２・３号認定）申請書兼利用申込書
・提出時にマイナンバーを確認することができる書類（マイナンバーカード等）と身元確認書類（運転免許証等）を提示していただきます。

・世帯全員分の記入をお願いします（住民票上世帯分離をしている場合や単身赴任で一時的に別居している場合も記入が必要です。）。

②保育所等利用申込補助票

③保育の必要性を証明する書類

	項目	必要書類	認定期間
1	就労	・就労証明書（指定様式） ※令和８年１０月１日以降の証明日のものがが必要です。 ※自営業の方は、営業許可証、個人事業主の開業届、確定申告書等の写し（いずれか１点）の添付が必要です。	最長卒園まで
2	妊娠・出産	・出産に伴う入所願い（指定様式） ・母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）	産前８週の属する月の初日から産後８週が経過する日の翌日の属する月末まで
3	疾病・障害	<病気やけが> ・診断書（指定様式） <障害をお持ちの方> ・身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２級、精神保健福祉手帳１・２級の場合 ⇒手帳の写し ・上記以外の等級の場合⇒診断書（指定様式） ※診断書の場合は、疾病や障害により家庭で保育ができない旨を確認できること。	最長卒園まで
4	介護等	・保護者による介護が必要であることが分かる書類（診断書や介護計画書の写し等）	最長卒園まで
5	災害復旧	リ サイ ショウメイショ ・罹災証明書 ヒ サイ ショウメイショ ・被災証明書	最長卒園まで
6	求職活動	・求職活動（起業準備）申立書兼誓約書（指定様式） ※求職活動中による認定は原則として年１回になります。	９０日を経過する日の月末まで
7	就学	・在学証明書（任意様式）、学生証の写し、職業訓練等の受講決定通知書の写し等 ※在学期間の記載があること	卒業・修了予定日の月末まで
8	虐待・ＤＶ	・専門機関の証明等 ※まずは子育て支援課にご相談ください。	必要な期間

※１ 保護者それぞれの書類が必要です。

※２ 同時に兄弟姉妹の申込みをする場合、申込書はお子様ごとに必要となりますが、保育の必要性を証明する書類は１部ずつで構いません。

（３）必要に応じて提出が必要な書類

以下に該当する場合は、必要書類を提出してください。

状況	必要書類
申込対象児童の兄・姉が次のいずれかの施設またはサービスを利用している場合 ・企業主導型保育事業所 ・特別支援学校幼稚部 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・児童心理治療施設	入所（利用）状況証明書（指定様式）
令和８年１月２日以降に霧島市外から転入された方等で、市による税情報の閲覧ができなかった場合 （提出が必要な場合は市から連絡します。） ※海外から帰国された方等については、会社が発行した給与証明書等の提出をお願いします。	次のいずれか１点 ・市（区町村）民税所得・課税証明書 ・市県民税税額決定通知書の写し ・給与所得等に係る市県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し ※いずれも令和８年度分で、市（区町村）民税額、税額控除額が記載されていることを確認してください。
申込対象児童の世帯内に身体障害者手帳等をお持ちの方がいる場合	次のいずれか１点 ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神保健福祉手帳の写し ・障害基礎年金証書の写し ※氏名や障害の等級が記載されているページ
離婚調停中の方 ＤＶ被害により離婚予定の方	子育て支援課にお問い合わせください。

※申込対象児童に先天性の疾患や障がい等がある場合に診断書の提出をお願いするなど、上記以外にも必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

（４）施設の事前見学

入園後の利用施設の変更（以下「転園」といいます。）は、容易にはできません。

大切なお子様をお預けする施設ですので、事前に、施設の方針、保育内容、保育料以外の実費費用等の説明を受けることや施設の雰囲気を保護者の目で必ず確認するようお願いいたします。なお、見学する場合は、施設に直接連絡していただき、日程調整を行ってください。

また、障がいや病気等により、集団生活等において特別な配慮が必要なお子様の場合、可能な限り、事前にお子様同伴の上、見学・相談をお願いします。（保育士の配置等の都合により、受け入れができない施設もあります。）

（５）保護者が育児休業中の場合の申込み

就労証明書の「復職（予定）年月日」・「入所内定時育休短縮可否」・「育休延長可否」が記入されているか必ずご確認ください。

育児休業中の方は、入園日から１か月以内（ならし保育を勘案）に職場復帰をする必要があります。
※ならし保育とは

新しく入園した子どもが環境の変化に適応するため、少しずつ預かり時間を延ばしていくものです。

はじめは１～２時間、徐々に「午前中いっぱい」、「給食を食べるまで」と通常の預かり時間に近づけていきます（園によって異なります。）。

期間は子どもの適応状況により差が生じる場合があります。

◆ ４月１日入所で申込まれる際に注意すること

【復職予定日が「令和９年５月２日」以降の場合】

育児休業短縮可能で令和９年４月１日から５月１日の間に職場復帰できる場合は４月１日入所の申込み可能です。※復職証明書を提出してください。

【復職予定日が「令和９年４月１日から４月１４日」の場合】

多くの園ではならし保育が２週間程度あり、お迎えの時間が早くなります。場合によっては、令和９年３月入所で申込まれることをご検討ください。

◆ 産前・産後休業に入る場合

産前・産後休業に入る場合は、妊娠・出産での申請となりますので、ご注意ください。妊娠・出産の認定期間に入所ができない場合は、別の認定事由に切り替える必要があります。

◆ 育児休業・給付の延長について

育児休業・給付の延長手続き（以下「延長手続き」といいます。）をする場合、保育施設に入園できていない旨の証明書が必要になります。本証明書は子育て支援課窓口にて発行しますのでご希望の際は事前にご連絡ください。

なお、延長手続きでは入所申込みの写しが必要になりますので、育児休業中の方は申込み前に必ずご自身で申込書（両面）をコピーするようお願いします。**窓口でコピーする場合、印刷代として20円を徴収します。**

※やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

（６）保育施設の募集状況について

４月１日入所（転所）を希望する保育施設の募集状況については、見学等される際に必ず直接施設へご確認ください。

年度途中入所（転所）を希望する保育施設の募集状況については、子育て支援課までお問い合わせください。電話でのお問い合わせも可能です。

(7) 申込後の流れ

◆新年度入園希望の場合（一次利用調整）

申込児童数が各施設の受入可能児童数を超える場合は、保育の必要な事由等を基準により点数化し、その点数が高い方から順に利用調整を行います（申し込み順は影響しません。）。

また、この時点の利用調整では、第2希望または第3希望の施設に決定することもあります。事前に保護者への確認は行いませんので、ご了承ください。

利用調整の結果は、1月末を目途に郵送します（電話や窓口でのお問い合わせはお答えできません。）。

①利用決定通知書が届いた場合

入園が決定した施設から連絡がありますので、お待ちください。

②希望施設への入園ができない旨の通知書が届いた場合

一次利用調整の結果、受入可能児童数が残っている施設の一覧を同封します。

当初の希望施設で待機するか、希望施設を変更し、再度の利用調整（二次利用調整）を希望するかをご検討ください。

※待機（入園保留）とは、希望施設の受け入れが可能となるまで入園を保留することです。

当初に希望した施設で待機する場合	再度の利用調整を希望する場合
お手続きは必要ありません。 以降の利用調整は、年度途中入園希望の方と同じ取扱いとなります。	申込書を二次利用調整の案内通知に記載した期限までにご提出ください。 利用調整の結果は、 2月末までに郵送します。 利用決定通知書が届いた場合、 決定した施設から連絡がありますので、お待ちください。 入園ができない旨の通知書が届いた場合、 以降の利用調整は年度途中入園希望の方と同じ取扱いとなります。

※一次利用調整、二次利用調整で決定した施設の利用を辞退する場合は、速やかに利用決定辞退届を子育て支援課、隼人市民福祉課または各総合支所市民生活課の窓口提出してください。

◆年度途中入園希望の場合

申込児童数が各施設の受入可能児童数を超える場合は、保育の必要な事由等を基準に点数化し、その点数の高い方から順に利用調整を行います（申し込み順は影響しません。）。

その際、第1希望の施設の利用調整が優先され、第2希望以下の施設は、他にその施設を上位で希望している方がいない場合のみ利用調整の対象となります。

利用調整の結果は、入園が可能な場合のみ入園月の前月20日頃までに、市から電話で連絡します。連絡がない場合は待機（入園保留）となり、次月の利用調整に繰り越されます。

①入園が決定した場合

保護者から決定した施設に連絡し、面談や健康診断等の調整をしてください。

入園日が確定したら、子育て支援課にご連絡ください。

※新年度入園希望とは異なり、施設からの連絡はありません。

②入園できない場合（電話が来なかった場合）

・施設の受入状況を確認したい場合は、子育て支援課にお問い合わせください。また、待機状況のお問い合わせや希望施設の変更は、本人確認を行った上で、電話でも受け付けます。

・育児休業中の方等で、保育施設に入園できていない旨の証明書が必要な場合は、子育て支援課窓口にて発行しますので事前にご連絡ください。

・家庭保育が困難な場合は、一時預かりや認可外保育施設の利用をご検討ください。その際、3歳児以上の場合または市（区町村）民税非課税世帯の0歳児～2歳児のお子様を預けるときは、その利用料が無償化の対象（上限あり）になる場合がありますので、利用される前に子育て支援課にご連絡ください。

（８）申込み内容から変更が生じた場合の手続き

利用申込み後に、仕事の状況や世帯の状況等に変更が生じた場合は、必ず子育て支援課、隼人市民福祉課または各総合支所市民生活課に必要書類を提出してください。

なお、必要書類については8ページの4（１）の表でご確認ください。

（９）１号認定での入園も内定している場合

幼稚園または認定こども園に１号認定による入園が内定しているお子様（いわゆる幼稚園児）の場合で、２号認定（いわゆる保育園児）による入園も決定したときは、どちらの施設またはどちらの支給認定（幼稚園児か保育園児）により入園するかを子育て支援課にご連絡ください。

（１０）市外からの転入予定の場合

霧島市外からの転入予定の方も霧島市の施設に申込みをすることができます。この案内を参照いただき、霧島市の様式に基づく必要書類をご提出ください。

郵送で提出する場合は、マイナンバー確認書類および身元確認書類の写しを必ず同封してください。

なお、**入園が決定した場合で、利用開始日時点で住民登録が完了していないときは、入園が取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。**

（１１）霧島市外の保育施設の利用を希望する場合

利用を希望する施設の所在市区町村に、市外からの申込みであることを伝え、申込み期限や空き状況などについてお問い合わせください。

利用申込みは、霧島市で受け付けます。

その申込みを受け、霧島市と施設所在地の市区町村で協議を行い、利用の可否をお知らせします。

なお、霧島市から転出を予定している方の申し込みは、施設の所在市区町村が受け付ける場合もありますので、受付の可否についてあらかじめ市区町村にお問い合わせください。

（１２）申込みの取下げ

市外転出、入園の必要がなくなった等の理由で、提出した申込書を取り下げる場合は、必ず子育て支援課にご連絡ください。

市外転出については、子育て支援課に取下げの連絡がない場合でも、転出を確認した時点で取下げがあったこととさせていただきます。引き続き霧島市内に施設の利用を希望する場合は、転出先の市区町村に申込みをお願いします。

（１３）利用申込書の有効期限

利用申込書は、右上に記載してある年度のみ有効となりますので、待機として引き続き翌年度もご利用を希望する施設の利用調整の対象となるためには、改めて申込みが必要です。

4 利用開始後

(1) 仕事の状況や世帯の状況等に変更があった場合

次のような事由に該当する場合は、速やかに子育て支援課、隼人市民福祉課または各総合支所市民生活課の窓口に必要な書類を提出してください。

内容	必要書類	
	支給認定 変更申請書	その他必要書類
退職し、求職活動をする場合	○	・求職活動（起業準備）申立書兼誓約書
出産する場合 （産休・育休を取得する場合を除く）	○	・出産に伴う入所願い ・母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）
病気療養等で入院・ 自宅療養する場合	○	・診断書（病気等により就労や家庭で保育ができない旨記載があること）
就職が決まった場合	○	・就労証明書 ※自営業・個人事業主の場合は、自営業等を営んでいることが確認できる書類の添付が必要です。
転職や勤務形態の変更により、 保育必要量に変更が必要な場合 （短時間→標準時間、 標準時間→短時間）	○	・就労証明書 ※保育必要量の変更が伴わない場合でも就労証明書は提出が必要です。
婚姻した場合	○	・就労証明書等の保育の必要性を証明する書類
離婚した場合	○	
市外へ転出する場合	○	※引き続き市外から同じ施設を継続利用する場合は、転出先の市町村での手続きが必要です。
家庭保育や転園等により 退園する場合	○	
児童本人の病気等により 1か月以上欠席する場合		・保育所等長期欠席届
上記以外の場合	子育て支援課にお問い合わせください。	

(2) 転園を希望する場合

兄弟姉妹と同じ施設を利用したい場合など、転園を希望するときは、子育て支援課、隼人市民福祉課または各総合支所市民生活課の窓口へ、利用施設変更申込書を提出するか、下記QRコードから電子申請にてお手続き下さい。

なお、幼稚園や1号認定で認定こども園に在籍中の利用者（いわゆる幼稚園児）で、2号認定（いわゆる保育園児）として他の保育施設への入園を希望する場合は、新規で利用申込書を提出してください。（転園希望者として取扱います。）

こちらのQRコードから転園の申請が可能です。



① 4月1日からの転園を希望する場合の利用調整

6ページ「（7）申込後の流れ◆新年度入園希望の場合」をご参照ください。

転園希望の場合であっても、新規入園希望と同様、保育の必要な事由等を点数化し利用調整を行います。

なお、4月1日からの転園における利用調整でも、第2希望や第3希望の施設に決定することがあり、事前に保護者への確認は行いませんので、ご了承ください。

また、転園が決定した場合、それに伴い在籍する施設の空いた枠には、直ちに他の利用希望者の入園を調整するため、転園決定を辞退し、在籍園に残ることはできません。

②年度途中の転園を希望する場合の利用調整

6ページ「（7）申込後の流れ◆年度途中入園希望の場合」をご参照ください。

兄弟姉妹が在籍する施設への転園希望に限り、保育の必要な事由等を点数化し利用調整を行います。

③受付期間

新規入園の受付期間に準じます。

（上記①の場合は、2ページ「（1）受付期間」の①、②の場合は同ページ②をご参照ください。）

（3）現況届

子ども・子育て支援法第22条及び同施行規則第9条により、保護者は、毎年、保育の必要性を証明する書類（以下、「現況届」といいます。）を市に届け出る必要があります。

提出時期や方法等については別途子育て支援課から案内します。

なお、現況届の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は、退園していただくこともありますのでご注意ください。

（4）2号認定から1号認定に変更する場合（認定こども園）

退職等により保育の必要性がなくなったとき、2号認定から1号認定に変更することで、退園することなく引き続き登園することが可能な場合があります。

その施設の定員等の都合もありますので、引き続き登園を希望するときは、まず施設に相談し、変更が可能である場合は、施設を通じて、支給認定変更申請書（兼内容変更届）を提出してください。

（5）利用中の施設を退園する場合

在籍している施設を退園する場合は、子育て支援課、隼人市民福祉課または各総合支所市民生活課の窓口にて、支給認定変更申請書（兼内容変更届）を提出してください。

提出が遅れた場合、提出日まで保育料が発生する場合がありますので、必ず事前に提出してください。

なお、月途中に退園される場合の保育料は、日割りによって計算されます。

こちらのQRコードから退園の申請が可能です。



（6）市外転出後も在籍している施設を継続して利用する場合

市外転出後も在籍している施設を継続して利用することができますが、霧島市では退園の手続きが必要となりますので、子育て支援課、隼人市民福祉課または各総合支所市民生活課の窓口にて、支給認定変更申請書（兼内容変更届）を提出してください。

なお、転出先の市町村で改めて支給認定や入園手続きが必要となりますので、事前に手続きをお願いします。

5 保育料（利用者負担額）

（１）幼児教育・保育の無償化

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する2号認定（3歳児から5歳児）のお子様と、市区町村住民税非課税世帯の3号認定（0歳児から2歳児）のお子様の保育料は無料になりました。

ただし、2号認定のお子様は無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず、おやつ等）が、実費負担となります。

※年度途中に3歳を迎えたお子様は、3号認定から2号認定になります。しかし、**保育料については、3歳に達した日以後の最初の3月31日までは無料とならず、3号認定の保育料が適用されます。**

（２）保育料の算定や副食費徴収区分の決定

3号認定（0歳児から2歳児）の保育料は、保護者の市民税所得割の合計額を基に算定します。なお、4月から8月は前年度の、9月から3月は当年度の市民税所得割の額に基づき算定します。

2号認定（3歳児から5歳児）は、副食費の徴収区分を決定します。

ひとり親世帯は、母または父のみの所得割額のみが算定の基となりますが、祖父母と同居している場合は、祖父母も算定の対象となる場合があります。

市民税の申告をされていない、または必要な課税状況の確認書類の提出がない場合は、最高階層（D9）の保育料となります。その後に申告が完了した場合や確認書類の提出があった場合は、届出のあった翌月から算定後の保育料が適用されます。

※保育料の算定においては、各種税額控除（住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控等）の適用前の市民税所得割額で算定します。

（３）保育料基準額表

※令和9年度の基準額表であり、今後改正される場合があります。

①所得割57,700円未満の場合

階層区分		2号（3歳児～） ※満3歳に達する日以後の 最初の4月1日から		3号（0～2歳児） ※満3歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒免除		0	0
B	市民税均等割 非課税世帯			0	0
C1	市民税所得割 非課税世帯			11,500	11,300
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満			14,500	14,300
D1-1	市民税所得割課税額 57,700円未満			20,500	20,100

◆多子世帯の保育料軽減

世帯内の年齢が1番上（年齢制限なし）のお子様から第1子、第2子・・・と数え、第2子は保育料基準額の半額、第3子以降は無料となります。

(例)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4～
第3子		第2子					第1子		
無料		半額							

②所得割57,700円以上の場合

階層区分		2号（3歳児～） ※満3歳に達する日以後の 最初の4月1日から		3号（0～2歳児） ※満3歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
D1-2	市民税所得割課税額 65,000円未満	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒実費負担 （同一世帯内の小学校就学 前の子どものうち、3子目 以降の場合は副食費免除）		20,500	20,100
D2-1	市民税所得割課税額 77,101円未満			23,000	22,600
D2-2	市民税所得割課税額 80,000円未満			23,000	22,600
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満			25,500	25,100
D4	市民税所得割課税額 120,000円未満			32,000	31,400
D5	市民税所得割課税額 141,000円未満			35,700	35,100
D6	市民税所得割課税額 169,000円未満			39,500	38,900
D7	市民税所得割課税額 230,000円未満			43,500	42,600
D8	市民税所得割課税額 301,000円未満			47,500	46,600
D9	市民税所得割課税額 301,000円以上			51,500	50,300

◆多子世帯の保育料軽減

小学校就学前のお子様から第1子、第2子・・・と数え、第2子は保育料基準額の半額、第3子以降は無料となります。なお、小学校就学前のお子様のうち、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所等の利用者のみがカウントの対象となります。

(例)

無償化対象						小1	小2	小3	小4～
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳				
第3子		第2子			第1子				
無料		半額			無料	小1以上はカウントしない			

③ひとり親・障がい者等世帯で所得割77,101円未満の場合

階層区分		2号（3歳児～） ※満3歳に達する日以後の 最初の4月1日から		3号（0～2歳児） ※満3歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
BG	市民税均等割 非課税世帯	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒免除		0	0
C1G	市民税所得割 非課税世帯			8,000	7,800
C2G D1-1G D1-2G D2-1G	市民税所得割課税額 77,101円未満			9,000	8,800

◆多子世帯の保育料軽減

世帯内の年齢が1番上（年齢制限なし）のお子様から第1子、第2子・・・と数え、第2子以降は無料となります。

(例)

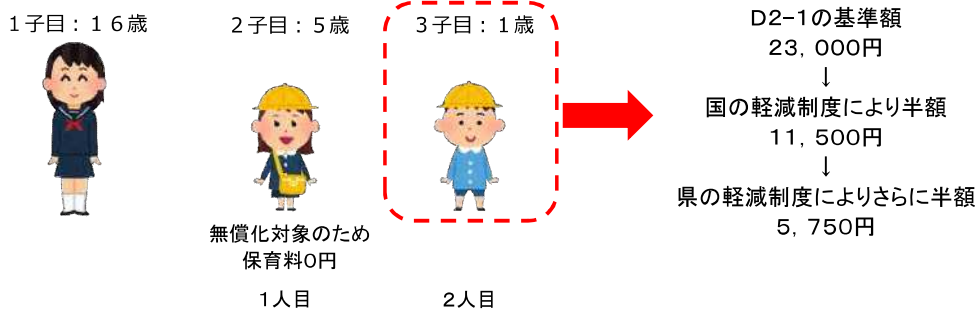
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4～
第3子		第2子							第1子
無料		無料							

(4) 県独自の多子世帯保育料軽減事業

D 1 - 2 階層から D 3 階層に属する満18歳未満の児童（18歳に達した日から最初の3月31日までの間を含む。）を3人以上扶養している世帯は、県独自の多子世帯保育料軽減事業の対象となり、以下のとおり保育料が軽減されます。

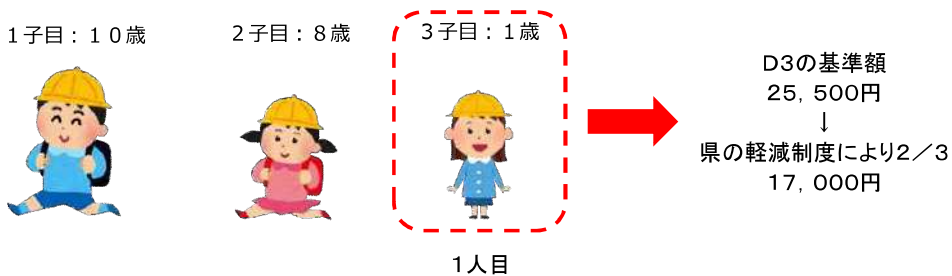
①小学1年から満18歳未満のお子様が1人以上おり、保育所等に入園しているお子様が2人以上いる場合の2人目の保育料→半額

（例）D2-1階層の場合（保育標準時間）



②小学1年から満18歳未満のお子様が2人以上おり、保育所等に入園しているお子様が1人または2人以上入園している場合の1人目の保育料→2/3（2人目は半額、3人目以降無料）

（例）D3階層の場合（保育標準時間）



(5) 保育料等の変更時期

① 9月

毎年9月に保育料の階層の見直しを行います。

これにより、0～2歳児の場合は保育料の増減、3～5歳児の場合は副食費が徴収から免除に、または免除から徴収に変更が生じる場合があります。

また、「(4) 県独自の多子世帯保育料軽減事業」（以下「軽減措置」といいます。）に新たに該当する場合や該当しなくなることで、保育料が増減する場合があります。

令和9年					令和10年							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和8年度市民税					令和9年度市民税							
(令和7年1月1日～12月31日の所得)					(令和8年1月1日～12月31日の所得)							

② 4月

毎年4月に軽減措置について見直しを行います。

小学1年生になる兄や姉がいる場合等は、保育料の軽減がなくなり、4月からの保育料が3月までの保育料に比べ増額となる、副食費が「免除」から「徴収」に変更となる場合があります。

また、軽減措置の区分変更やこれに該当しなくなる場合、4月からの保育料が増額となります。

③随時

保育必要量の変更、婚姻や離婚に伴う世帯状況の変更または修正申告による市民税額の変更があった場合は、届出のあった翌月から保育料および副食費の徴収区分の変更を行います。

(6) 日割り計算

月の途中で入園または退園した場合は、保育料は日割りによって計算されます。

なお、欠席した場合は、日数・期間に関わらず、保育料の日割りによる計算の対象とはなりません。

◆月途中入園の場合

月額保育料 × 入園日から月末までの開園日数 ÷ 25日

◆月途中退園の場合

月額保育料 × 月初日から退園日までの開園日数 ÷ 25日

開園日数・・・日曜日・祝日を除いた日数

(7) 保育料の納入

【保育所】

保育所を利用する場合は、公立・私立に関わらず、保育料は市に納入することになります。

納入方法は、納付書、口座振替およびスマートフォン決済アプリがあります。市では、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。

口座振替の申込みは、口座取引のある金融機関窓口で直接手続きを行ってください。

※ 2号認定（3歳児から5歳児）の副食費は、施設に納入することになりますので、納入方法は、施設にご確認ください。

【認定こども園または小規模保育事業所】

保育料および副食費ともそれぞれの施設に納入することになりますので、納入方法等の詳細は施設にご確認ください。

(8) 保育料の減額または免除

災害（地震、風水害、火災等）により住居（家）、家財に被害を受けた場合や、入園中のお子様または保育料の納入義務者が病気やけがにより1か月以上入院する場合は、必要な書類を添えて申請することにより保育料が減額または免除となる場合がありますので子育て支援課にお問い合わせください。

6 よくある質問

Q 1. 申込書は、一度提出すれば入園が決定するまで有効ですか？

申込書右上に記載してある年度のみ有効となります。
年度ごとに申込みが必要になりますので、令和 8 年度分の申込書を提出していても、令和 9 年度の利用調整の対象となるためには改めて申込書の提出が必要です。

Q 2. 自営業・個人事業主の場合、就労証明書の提出はどのようにすればいいですか？

就労証明書をご自身で作成していただくこととなります。
この場合、自営業等を営んでいることが確認できる書類の添付が必要です。
(例) 営業許可証の写し、確定申告書の写し、個人事業主の開業届の写し等

Q 3. 離婚予定です。書類の提出はどのようにすればいいですか？

離婚予定の場合であっても、保育の必要性を証明する書類等は、父母それぞれ提出する必要があります。
ただし、離婚調停中の方やDV被害者の方は指定する書類の提出により、配偶者分の書類の提出が不要となる場合がありますので、子育て支援課まで事前にお問い合わせください。

Q 4. 待機の順番を教えてもらうことができますか？

年度途中入園希望の場合に限り、お問い合わせ時点での順番をお知らせします。
電話でのお問い合わせも可能ですが、本人確認を行いますのであらかじめご了承ください。
待機の順番は、利用調整指数（いわゆる点数）によって決まるため、お問い合わせのたびに変わる場合があります。

Q 5. 申込書を提出したのに連絡がないのですが？（年度途中入園）

入園月の前月 20 日頃までに、入園ができる場合のみ電話で連絡します。
連絡がない場合は待機（入園保留）となり、次月の利用調整の対象として繰り越されます。

Q 6. 幼稚園との併願はできますか？（満 3 歳以上）

可能です。
幼稚園や 1 号認定による認定こども園の入園手続きは、入園を希望する施設で行ってください。
受付期間等は施設によって異なりますので、必ず施設にお問い合わせください。
なお、1 号認定と 2 号認定の入園を併願した場合で、いずれの入園も内定した場合は、いずれの支給認定で入園をするかについて、必ず子育て支援課にご連絡ください。また、2 号認定による入園を選択した場合は、必ず 1 号認定による入園が内定している幼稚園または認定こども園に辞退の連絡をしてください。

Q 7. 待機（入園保留）となっていました。仕事の都合により、どうしても子どもを預ける必要があるのですが、どうすればいいですか？

【認可保育施設への入園を希望する場合】

入園できる可能性のある施設をお知らせすることができる場合がありますので、子育て支援課にご連絡ください。
満3歳以上のお子様の場合は、幼稚園や1号認定による認定こども園の利用をご検討ください。土曜日が休園の場合や長期休業日（夏休み等）の設定がある場合もありますので、申込みの方法等も含め詳細について、利用を希望する施設にお問い合わせください。

【一時預かりや認可外保育施設を利用する場合】

利用を希望する施設にお問い合わせください。

Q 8. 認可外保育施設とはどのような施設ですか？

認可外保育施設とは、乳児または幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事等の認可を受けていない施設の総称です。

児童の安全確保等の観点から、指導監督基準が定められており、鹿児島県では、各施設がこの基準に適合しているかを確認するため、運営状況報告の徴取や立入調査を実施しています。

認可保育施設との大きな違いは、認可保育施設は市が保育料を設定していますが、認可外保育施設は設置者が保育料を設定しています。

Q 9. 待機（入園保留）となったため、一時預かりや認可外保育施設の利用を検討しています。無償化の対象となりますか。

保育の必要性がある3歳児から5歳児と住民税非課税世帯に属する0歳児から2歳児は、一時預かりや認可外保育施設の利用も限度額の範囲内で幼児教育・保育の無償化の対象となります。

この対象となるためには、施設等利用給付認定（新2・3号認定）の手続きが必要になります。ただし、保育所等の利用申込をしており、待機（入園保留）となっている場合は、このお手続きの必要はありません。一時預かりや認可外保育施設を利用する場合は、施設等利用給付認定通知書を送付しますので、利用を始める前に子育て支援課にご連絡ください。

Q 10. 保育所に入園する子どもが3歳になりました。保育料が無料になりますか？

保育料が無料となるのは、3歳に達した日以後の最初の4月1日（3歳になった年度の次の年度）からになります。

このため、3号認定のお様が年度途中で3歳となり、2号認定に変更となった場合でも、その年度中は3号認定の保育料が適用されます（保育料は無料になりません。）

Q 11. 利用する施設によって保育料は違いますか？

同じ基準で算定しますので、保育料が霧島市内の認可施設によって異なることはありません。

ただし、保育料以外の実費（副食費、制服、帽子、かばん、体育服、延長保育利用料等）を徴収する場合がありますので、詳細は各施設にご確認ください。

令和9年度霧島市内教育・保育施設等一覧

令和9年4月1日現在

地区	施設区分	施設名	運営 主体	利用 定員	住所	電話番号	標準時間 (延長11時間)	短時間 (延長8時間)	延長保育 (標準時間の方)	入入 可能月齢	備考	
国分	認定 こども園	ひかりこども園	私	150	国分中央3-20-23	45-0532	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～18:30	※施設にお預ね ください	土曜日18時まで 預かり・延長・休日 一時(土曜日のみ・法人内園児のみ)	
		新光こども園	私	115	国分新町1-17-3	45-0397	7:00～18:00	8:00～17:00	-	※施設にお預ね ください	預かり	
		まいづるこども園	私	75	国分上小川693-1	73-4154	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～18:30	7か月	0歳児クラス18時まで 預かり・延長	
		認定こども園はなその	私	120	国分府中町18-56	48-7546	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	預かり・延長	
		なないろこども園	私	55	国分松木町19-14	48-7716	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～18:30	8か月	0歳児クラスは短時間での受入のみ 土曜日18時まで 預かり・延長	
		認定こども園かとれあ	私	295	国分福島3-21-48	45-8030(1・2階) 40-5552(3号)	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～18:30	7か月	預かり・延長・送迎(3歳児クラス以上希望 者)	
		認定こども園あおば幼稚園	私	150	国分新町1366	47-7811	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～19:00	7か月	土曜日18時30分まで 預かり・延長・送迎(3歳児クラス以上希望 者)	
		認定こども園カトリック国分幼稚園	私	78	国分中央3-13-18	45-0463	7:30～18:30	7:30～16:30	-	5か月	預かり・送迎(3歳児クラス以上希望者)	
		あかつき認定こども園	私	75	国分清水1-492-1	73-8711	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～19:00	7か月	土曜日18時30分まで 預かり・延長・送迎(3歳児クラス以上希望 者)	
		国分海の風認定こども園	私	95	国分広瀬4-6-1	45-0301	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	※施設にお預ね ください	預かり・延長・支援セ	
		浄光こども園	私	95	国分松木町1-34	45-0186	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	6か月	土曜日18時まで 預かり・延長・病後児	
		認定こども園国分西	私	110	国分広瀬2-34-2	45-4224	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	預かり・延長	
		認定こども園第1ドリーム保育園	私	79	国分清水1-25-45	46-0789	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	56日	土曜日18時まで 預かり・延長	
		認定こども園第2ドリーム保育園	私	56	国分清水1-25-1	46-0088	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	56日	土曜日18時まで 預かり・延長・病後児	
		国分こども園	私	95	国分名取町26-10	46-8811	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～18:30	※施設にお預ね ください	土曜日18時まで 預かり・延長	
		みなと認定こども園	私	57	国分廣196	55-8074	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	預かり・延長・一時	
		認定こども園さくら	私	70	国分野口東1-18	46-9805	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	預かり・延長	
		きよみず認定こども園	私	120	国分清水1-507-1	56-8181	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～19:00	7か月	土曜日18時30分まで 預かり・延長・送迎(3歳児以上)	
		しおんこども園	私	60	国分中央3-22-23	55-8575	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～18:30	※施設にお預ね ください	預かり・延長	
		のぐち童夢園	私	60	国分野口西9-45	73-3387	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・一時(土曜日除く)(生後6か月 以上・支援セ・病後児・送迎(1号希望者)	
	認定こども園みらい	私	60	国分中央6-3-7	47-2312	7:15～18:15	8:30～16:30	18:15～19:00	4か月	土曜日18時まで 預かり・延長		
	幼児連携型認定こども園 国分愛の園幼稚園	私	75	国分中央2-2-2	45-0753	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30～19:00	6か月	預かり・延長 送迎(3歳児クラス以上希望者、7時半～9時、14 時～19時の利用のみ)		
	なかよしこども園	私	48	国分野口町17-23-1	55-1842	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	6か月	土曜日8:00～17:30(1歳～) 預かり・延長・派遣		
	認定こども園 えがのおてんとうむし国分	私	45	国分福島3-52-10	55-8640	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:00	56日	預かり・延長・派遣(予定) 送迎(ナ・サ・リースクールえがのおてんとうむ し日当山卒園者のみ)		
	(仮称)重久こども園	私	60	国分重久556-1	45-0088	7:15～18:15	9:00～17:00	18:15～19:00	3か月	一時・延長		
	保育園	敷根わらべ保育園	私	60	国分敷根900-1	45-0509	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	56日	延長・一時	
		下井保育園	私	60	国分下井1613	45-0508	7:00～18:00	8:45～16:45	18:00～19:00	2か月	延長・一時(土曜日除く)(8:30～16:30)	
		もみの木保育園	私	18	国分福島2-25-9	46-0300	7:30～18:30	8:30～16:30	-	6か月	土曜日18時まで 入所対象児童:0歳児18時まで 連携施設:認定こども園カトリック国分幼稚園 認定こども園国分西	
	小規模 保育事業	認可保育園「さくらキッズ」	私	12	国分中央3-44-3	090-3609-4678	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:00	3か月	土曜日18時半まで 一時・派遣(予定) 入所対象児童:0～2歳児クラス 連携施設:敷根わらべ保育園	
		はなまる保育園	私	12	国分府中町752-2	55-8201	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	延長・入所対象児童:0～1歳児クラス 連携施設:敷根わらべ保育園	
		ニチキッズきりしま保育園	私	12	国分広瀬1-24-30 リーベンビル204	73-5260	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	57日	土曜日18時まで 延長・一時・派遣(予定) 入所対象児童:0～2 歳児クラス 連携施設:敷根わらべ保育園	
		どれみ保育園	私	18	国分中央1-4-22	55-5155	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	4か月	土曜日18時まで 延長・一時 入所対象児童:0～2歳児クラス 生後4～5か月の5時から15時 0歳クラス18時まで 連携施設:こどもの城 クローバー あかつき認定こども園	
		きりしまセーサイド保育園	私	12	国分中央5-13-74-6	73-6383	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:00	56日	延長・入所対象児童:0～2歳児クラス 連携施設:認定こども園かとれあ	
幼稚園	竹の子幼稚園	私	175	国分広瀬2-15-42	45-6530	各園にお問い合わせ ください。					預かり	
	国分幼稚園	私	230	国分名取町26-10	45-0307						預かり	
	第一幼児教育短期大学附属 鹿兒島第一幼稚園	私	165	国分中央1-10-2	45-5769						預かり	
溝辺	認定 こども園	心悅愛児こども園	私	105	溝辺町崎崎2705-3	58-2245	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	4か月	土曜日18時まで 預かり・延長	
		保育園	白蓮保育園	私	20	溝辺町竹子866	59-2362	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	6か月	土曜日18時まで 延長・一時
			高陵寺保育園	私	25	溝辺町有川1498-7	59-2232	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	6か月	土曜日18時まで 延長・一時
			照明保育園	私	100	溝辺町麓2560	58-3005	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	※施設にお預ね ください	土曜日18時まで 延長・支援セ
			鹿兒島空港わらべ保育園	私	20	溝辺町麓833	64-1001	7:00～18:00	7:00～17:00	18:00～22:00	56日	土曜日18時まで 延長・休日・一時
	小規模 保育事業	集成保育園	私	19	溝辺町麓878-1	58-2578	7:15～18:15	8:00～16:00	18:15～18:30	6か月	土曜日8時15分まで 延長・一時・派遣 入所対象児童:0～2歳児クラス 連携施設:認定こども園 鹿兒島空港わらべ保育園 高陵寺保育園・白蓮保育園	
	幼稚園	陵南幼稚園	公	90	溝辺町麓1261-22	58-3100						

地区	施設区分	施設名	種類	利用定員	住所	電話番号	標準時間 (最長11時間)	短時間 (最長8時間)	延長保育 (標準時間の方)	入 入 可 可 月 月 科 科	備 考
横川	保育園	横川保育園	公	50	横川町中ノ976-1	72-1224	7:15～18:15	8:45～16:45	18:15～19:00	4か月	延長・一時
		安長保育園	私	40	横川町上ノ4503-1	73-2371	7:30～18:30	8:30～16:30	-	2か月	土曜日18時まで 一時・支援セ
牧園	認定 こども園	認定こども園高千穂幼稚園	私	40	牧園町高千穂3864-7	78-4125	7:30～18:30	9:00～17:00	18:30～19:00	3か月	預かり・延長・一時・誰通 送迎（2歳児クラス以上希望者）
		牧園保育園	公	40	牧園町吉澤田330-4	76-0036	7:15～18:15	8:45～16:45	-	預けにおねわ くでさい	一時
		中津川保育園	公	40	牧園町上中津川30-1	77-2430	7:15～18:15	8:45～16:45	-	預けにおねわ くでさい	一時
		高千穂わらべ保育園	私	20	牧園町高千穂3855-191	78-2705	7:15～18:15	8:45～16:45	18:15～19:00	4か月	土曜日18時15分 延長・休日・一時・誰通(予定)
霧島	認定 こども園	きりしまこども園	私	55	霧島甲口807	57-1482	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	4か月	預かり・延長・一時・誰通・支援セ
		認定こども園すめら保育園	私	25	霧島甲口2512-19	57-0527	7:30～18:30	9:00～17:00	-	3か月	土曜日18時半まで 一時
		大窪保育園	私	60	霧島川北246-1	57-0202	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・一時・誰通 送迎（国分・隼人に居住している児童）
隼人	認定 こども園	こどもの城 クローバー	私	105	隼人町内514-1	43-3672	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～20:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・病後児・一時・送迎（1号のみ）
		隼人認定こども園	私	120	隼人町生吉971-2	42-0348	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	3か月	預かり・延長・病後児・一時・支援セ
		日当山総合こども園	私	270	隼人町東郷1-190	42-8000	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～18:30	6か月	土曜日18時まで 0歳児クラスは短時間での受入のみ 預かり・延長（緊急の時のみ） 送迎（2歳児以上希望者・1号認定の特権）
		認定こども園あさひ幼稚園	私	85	隼人町内1215-11	43-3858	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～18:30	4か月	土曜日18時まで 預かり・延長
		隼人ひまわりこども園	私	124	隼人町小田459-2	43-3703	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00	12か月	預かり・延長 送迎（3歳児クラス以上希望者）
		宮内認定こども園	私	99	隼人町神宮1-12-13	42-0171	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～18:30	7か月	土曜日18時まで 0歳児クラス7:30～17:30 預かり・延長 毎月第3金曜の午後は家庭保育のご協力をいた だいています
		みつぎ童夢園	私	115	隼人町見次1149-6	73-6501	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～20:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・病後児・一時・送迎（1号のみ） 保育短時間については、8時から17時までの間の 8時間
		隼人高千穂こども園	私	66	隼人町真孝1015-4	55-8666	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	4か月	預かり・延長・一時・誰通
	保育園	松永保育園	私	50	隼人町松永1710	42-0608	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～19:00	4か月	土曜日18時まで 延長・一時・誰通（予定） 保育短時間は8時から17時までの間の8時間以 内の範囲で調整可能
		霧島りすの森保育園	私	39	隼人町真孝3135	73-3561	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	6か月	土曜日18時まで 延長・一時
	小規模 保育事業	みつぎちびっこ園	私	19	隼人町見次1073	42-1212	7:00～18:00	8:00～17:00	18:00～19:00	2か月	土曜日18時まで 延長・一時・誰通 入所対象児童：0～2歳児クラス 連携施設：こどもの城 クローバー みつぎ童夢園・のぐち童夢園
		ナーサリースクール えがのてんとどうむし日当山	私	12	隼人町東郷1-55-1	73-6650	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:00	3か月	土曜日7:30～18:30 延長 入所対象児童：0～2歳児クラス 連携施設：日当山総合こども園 認定こども園えがのてんとどうむし国分
福山	認定 こども園	富隈幼稚園	公	100	隼人町真孝301-1	42-0609					
		牧之原認定こども園	私	75	福山町福山4930-2	56-2867	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	3か月	預かり・延長・病後児・一時・支援セ 送迎（1歳児以上）

※記載内容は、今後変更となる場合があります。
※開所時間(延長保育を含む。)のうち、利用できる時間は、認定区分、曜日、年齢等によって異なる場合があります。
※受入可能月齢は目安です。首がすわっているなどお子様の状況にもよりますので、必ず施設にご確認ください。
〈預かり〉預かり保育：通常の利用時間以外で保育を行います。（対象：1号認定）
〈延長〉延長保育：通常の利用時間以外で保育を行います。（対象：2・3号認定）
〈一時〉一時預かり：冠婚葬祭、育児中のリフレッシュなど、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、保育所などで一時的に保育を行います。
〈病後児〉病後児保育：病気の回復期にあるお子様を対象に、集団保育が困難で、保護者の事情により家庭で保育できない場合に、保育所などで一時的に保育を行います。
〈支援セ〉地域子育て支援センター：お子様と保護者がお互いに交流を行う場所を開設し、子育てについての相談などの子育て支援を行います。
〈誰通〉こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）：保育所等を利用していない、0歳6か月から満3歳のお子様を対象に就労等に関係なく保育所等を利用できます（月最大10時間まで）

認定の種類

対象と利用できる施設・事業	認定区分	対象年齢	申込先
幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合	1号認定 (いわゆる幼稚園児)	満3歳～5歳児	利用を希望する 幼稚園・認定こども園
保護者の就労や疾病などの「保育の必要な理由」 があり、 保育所や認定こども園等 での保育を希 望する場合	2号認定 (いわゆる保育園児)	満3歳～5歳児	霧島市
	3号認定 (いわゆる保育園児)	0歳～2歳児	

霧島市内認可外保育施設一覧

入所申込み、保育料などは、施設に直接確認をお願いします。

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
スマイルkidsこども園	隼人町堤城1048-1 サンステージ別荘E号室	080-5808-4024	国分敏心保育園※	国分中央一丁目24-24	73-8535
里山のようちえん にいふたべストリー	国分重久143	090-4471-6211	あおぞら新町保育園※	国分新町820-1	50-4707
ひより保育園※	国分新町二丁目15-5	48-5255	まほろ保育園ひろせ※	国分広瀬二丁目16-35	45-3540
みゆき保育園※	隼人町東郷一丁目219-2	73-4808	りいべ保育園※	国分中央三丁目42-8	70-6541
保育園にこ&はうす※	国分中央三丁目22-17	45-8545	国分ゆめぎ保育園※	国分上小川1555-10	55-1815
保育園にこ&はうす2※	国分中央三丁目26-8	56-8106	あおぞら隼人保育園※	隼人町内504-1	50-2759
ぐり第一保育園※	国分中央四丁目2-28	50-1905	ひふみ保育園※	満辺町麓二丁目34	56-8123
ぐり第二保育園※	隼人町松永一丁目236	73-4727	ていえら保育園※	隼人町真孝3243-1	73-3567

※内閣府「企業主導型保育事業」の認定を受けた施設（令和8年9月1日現在で地域枠のある施設のみ掲載）

令和 9 年度 保育施設利用調整基準表

令和9年度 保育施設利用調整基準表				父親	母親
事 項				指数	指数
基 本 点	就 労	一月当たりの勤務日数	月22日以上	10	10
			月20日以上	9	9
			月18日以上	8	8
			月16日以上	7	7
			月14日以上	6	6
			月12日以上	5	5
			月12日未満	4	4
		一月当たりの勤務時間数	月120時間以上	10	10
			月100時間以上	9	9
			月80時間以上	8	8
			月60時間以上	7	7
			月48時間以上	6	6
	就学			20	20
	求職中			7	7
	出産(産前2か月及び産後2か月)				20
	疾 病 等	疾病		20	20
		障がい	身体障害者手帳等 1・2級及び療育手帳 A1・2	20	20
			身体障害者手帳等 3級以下及び療育手帳 B1・2	16	16
	病 人 の 看 護 等	入院付添		20	20
		心身障がい者・児在宅介護		16	16
		老人在宅介護(寝たきり・認知症)		16	16
		一般療養在宅介護		12	12
		通院付添い(月10日以上)		8	8
	家庭の災害			20	20
加 算	ひとり親世帯(死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁・その他)				+25
	生活保護世帯 ※新規申込のみ				+10
	生計中心者の解雇等による失業により、就労の必要性が高い場合(自己都合退職を除く)				+3
	DV支援措置対象者等				+20
	障がい児等で手帳又は特別児童扶養手当に該当する児童				+2
	育児休業法に伴う育休明け及び産休明けで職場復帰する場合				+5
	きょうだいが既に入所(転所) 希望保育施設に入所中				+15
	小規模保育事業などの卒園児童で連携施設以外の保育施設に行く場合				+2
	里親の場合 ※申請児童が里子の場合のみ				+5
	市の施策に基づく定住移住者の世帯の児童(助成決定の通知の写しの提出がある場合)				+5
	病気療養等により職場復帰する場合				+5
	単身赴任等により片親が常時自宅にいない(住民票上の別住所である、または、就労証明書等で単身赴任が確認できる場合)				+2
	きょうだいについて同一の保育施設の利用調整を行う場合				+2
	霧島市内の認可を受けた教育・保育施設(公立幼稚園を除く)に勤務する場合(保育士・幼稚園教諭・看護師・調理師・栄養士) ※新規申込のみ				最優先
	前年度の10月末までに申し込みがあり、待機児童である ただし、認可保育施設に既に入所している場合の転所希望は含まない (前年度入所希望月 4月:5, 5~6月:4, 7~8月:3, 9~10月:2, 11月~:1)			4月	+5
				5~6月	+4
				7~8月	+3
				9~10月	+2
				11月~	+1
合計指数					

申込書の「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も検討しているため、利用調整に当たり、保育施設利用調整基準表に基づく合計指数が下がっても良い。」を選択した場合は、基本点及び加算は 0 とする。

上 記 の 場 合 の 指 数

霧島市保育施設利用調整基準

1 新年度（一次利用調整・二次利用調整）における申込書の取扱いについて

- (1) 新年度の入所申込期間内に必要書類を揃えて提出した者（「新年度申込者」という。）を優先し、申込期間締切後の提出については、入所申込期間内提出者の入所施設が決定次第調整する。

※ 入所申込期間内の受付順番は考慮しない。

- (2) 保育施設の受入可能数を超える場合、次の優先順位で利用調整する。

- ① 保護者が霧島市内の認可を受けた教育・保育施設（公立幼稚園を除く。）に勤務している場合及び新たに採用され勤務しようとする場合
（保育士・幼稚園教諭・看護師・調理員・栄養士）

- ② 転所希望者（きょうだいが在園する保育施設への転所。）

- ③ 新年度申込者（霧島市への転入予定者も含む。）
転所希望者（②に該当する者を除く。）
※同点となった場合は、新年度申込者を優先する。

- ④ 市外新年度申込者（広域入所）

- (3) 利用調整の各順位において、利用希望者が受入可能数を超える場合は、裏面「利用調整基準表」により、保育の必要な事由等を点数化して利用調整を行う。

※合計指数（裏面「利用調整基準表」参照）の高い方から、希望施設での調整を行う。

注 一次利用調整…新年度の入所申込期間内に提出した者を対象に行う利用調整をいう。
二次利用調整…一次利用調整にて入所保留となり、再度の利用調整を希望する者を対象に行う利用調整をいう。
この調整においても入所保留となった場合は、2の取扱いとなる。

2 年度途中における申込書の取扱いについて

- (1) 申込期限（入所希望月の2か月前の月末）までに必要書類を揃えて提出した者（「年度途中新規申込者」という。）を調整する。

- (2) 保育施設の受入可能数を超える場合（待機が発生している場合）は、次の優先順位で利用調整する。

※ 期限内の受付順番は考慮しない。

- ① 保護者が霧島市内の認可を受けた教育・保育施設（公立幼稚園を除く。）に勤務している場合及び新たに採用され勤務しようとする場合
（保育士・幼稚園教諭・看護師・調理師・栄養士）

- ② 年度途中新規申込者（①に該当する者を除く。）
転所希望者（きょうだいが在園する保育施設への転所。）
※同点となった場合は、年度途中新規申込者を優先する。

- ③ 転所希望者（②に該当する者を除く。）

- ④ 市外年度途中新規申込者（広域入所）

- (3) 利用調整の各順位において、利用希望者が受入可能数を超える場合は、裏面「利用調整基準表」により、保育の必要な事由等を点数化して利用調整を行う。

※希望施設ごとに、合計指数（裏面「利用調整基準表」参照）の高い方から順次調整を行う。

災害復旧に当たっている世帯、又は特別な支援を要する世帯（虐待等）については、これらの取扱いによらず最優先するものとする。

記 入 例

霧島市・地域型保育給付費等支給認定（２・３号認定）申請書兼利用申込書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

霧島市長 様

下記の同意事項に同意の上、次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請し、下記利用希望施設への利用を申し込みます。

【同意事項】	
① 霧島市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報等を閲覧すること。	
② ①の情報	保護者のいずれかが単身赴任等で市外に住所がある場合は、 霧島市に住所がある方をご記入ください。
③ 4月から	
こと。	育施設等に対して提示すること。 間を要するために当年度末に認定される場合がある

保護者（申請者）住所	霧島市 国分中央三丁目45番1号 ○○アパート 101号室		
保護者（申請者）氏名	霧島 花子	連絡先	父 080 — 0000 — 0000 母 080 — △△△△ — △△△△ () — —

上記の申請及び個人番号の提供は下記の者に委任します。 ※保護者（申請者）と同一世帯でない者が申請手続きを行う場合に記載が必要

代理人氏名	(続柄)	代理人住所
-------	------	-------

申請に係る 小学校就学前子ども 【申請児童】	ふりがな 氏 名	生年月日	年齢 令和9年4月1日現在	障がい者 手帳の有無
	きりしま じろう	令和 7 年 12 月 4 日生	1 歳	有 (無)
	霧島 次郎			
個人番号（マイナンバー）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			

①利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日	☐ 令和 年 月 日まで ☒ 卒園まで利用希望（小学校就学前まで）	
希望する利用曜日及び 1日あたりの通勤・通 学時間	利用曜日	1日あたりの通勤・通学時間（入所児童の送迎時間を含む。）	
	月 曜日から 金 曜日まで	父 往路 時間 40 分 ・ 復路 時間 30 分 母 往路 時間 20 分 ・ 復路 時間 30 分	
希望する保育必要量	☒ 保育標準時間（1日あたり11時間保育） ☐ 保育短時間（1日あたり8時間保育） ※保育必要量は、就労状態等で決まりますので、希望に沿えない場合があります。		
利用を希望する施設 （事業所）名 ほか	希望施設名	希望施設の見学状況等	所在地（市外施設を希望の場合）
	第1希望 ○○保育園	☐ 見学済 ☐ 見学予定有 ☒ 兄弟姉妹入所中 ※必ず事前見学をお願いします	市・区 町・村
	第2希望 △△認定こども園	☒ 見学済 ☐ 見学予定有 ☐ 兄弟姉妹入所中 ※必ず事前見学をお願いします	市・区 町・村
	第3希望 認定こども園□□	☐ 見学済 ☒ 見学予定有 ☐ 兄弟姉妹入所中 ※必ず事前見学をお願いします	市・区 町・村

② ※ ②は1名の場合は記入不要 希望している場合で、その入所調整が不可能である際の入所調整方法の参考となります。）
兄弟姉妹がいる場合に記入し、意向は兄弟姉妹で揃えてください。

☐ 同時に同じ施設を利用できる場合のみ利用を希望する。 ☐ 同時なら別々の施設になっても構わない。
☐ 同時に入園できない場合は、どの子が先でもよい。
☒ その他（一番下の子が入園できない場合は、上の子が第1希望で入れたとしても利用調整は必要ない。）

③現在の保育状況

状況確認	☐ 親族等がみている ☐ 母 ☐ 父 ☐ 祖母 ☐ 祖父 ☐ その他（ ）
	☐ 仕事先に連れて行っている（ ☐ 母 ☐ 父 ）
	☒ 託児所、認可外保育施設に預けている 施設名（ ○○託児所 ）
	☐ その他（ ）

裏面へ続く

※霧島市記入欄

支給認定番号	利用決定施設
4 6 2 1 8	

受付年月日

システム ☐
待リ ☐

児童の性別
男 ・ 女

④世帯の状況（続柄は申請児童が基準）

※対象者は申請児童を除く同居している方全員。ただし住民票上世帯分離している場合や単身赴任で一時的に別居している場合も記入が必要

区分	子ども との 続柄	ふりがな		生年月日		個人番号（マイナンバー）		障害者手帳の有無※	別居の場合	
		氏 名				職業又は学校等				
		きりしま たろう		昭和 平成	60 年 12 月 12 日	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		有・無		
		霧島 太郎				会社員				
		1月1日の住所地 令和8年⇒ ☐ 霧島市 ☒ 市外 (熊本県熊本市) 令和9年⇒ ☐ 霧島市 ☒ 市外 (熊本県熊本市)								
		きりしま はなこ		昭和 平成	60 年 12 月 1 日	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		有・無		
		霧島 花子				会社員				
		1月1日の住所地 令和8年⇒ ☐ 霧島市 ☒ 市外 (熊本県熊本市) 令和9年⇒ ☒ 霧島市 ☐ 市外 ()								
		きょうだいの「職業又は学校欄」の記入漏れに注意してください。 未就学児で入所中の施設がない場合は「未就園」と記入してください。						4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		有・無
		1月1日の住所地 令和8年⇒ ☐ 霧島市 ☒ 市外 (熊本県熊本市) 令和9年⇒ ☒ 霧島市 ☐ 市外 ()								
父	きりしま さぶろう	昭和 平成	5 年 5 月 8 日	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		有・無	□学生 □その他 ()			
	霧島 三郎	令和		未就園						
母	きりしま さくどう	昭和 平成	30 年 12 月 8 日	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		有・無	□学生 □その他 ()			
	霧島 作蔵	令和		無職						
祖父	きりしま うめこ	昭和 平成	32 年 1 月 21 日	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		有・無	□学生 □その他 ()			
	霧島 梅子	令和		無職						
祖母		昭和 平成					□学生 □その他 ()			
		令和								
家庭の状況		☐ ひとり親家庭である ☐ 生活保護を受給している ☐ いずれにも該当しない								

※ 障がい者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に加え特別児童扶養手当受給証明書、障害基礎年金資格者証を含みます。該当する方がいる場合は、手帳または資格者証の写しの添付をお願いします。

◆下記項目にチェックした場合、利用調整指数が0点になります。ただし、0点の場合でも希望する保育施設の入所数によっては入所が決定することがあります。やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。
※通常の利用調整指数に戻したい場合は必ずご連絡ください。

☒ 希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も検討しているため、利用調整に当たり、保育施設利用調整基準表に基づく合計指数が下がっても良い。

●保育所等利用申込に関する確認事項	
1. 申請書等に記載した内容を、施設型給付・地域型保育給付の認定及び支給に関する情報として必要と認められる場合または、利用調整に必要と認められる場合に、施設・事業者へ情報提供する場合があります。また、個人に関する情報を除き、調整内容（指数等）について市民等に情報提供することがあります。	
2. 育児休業からの復帰に伴う申込の場合、入所日から1か月以内（ならし保育を勧案）に職場復帰する必要があります。職場復帰後は速やかに復職証明書を子育て支援課へご提出ください。	
3. 利用申込書は表面の右上に記載してある年度のみ有効となりますので、待機として引き続き次年度も利用を希望する施設の利用調整対象となるためには、改めて申込みが必要です。（例年11月から次年度の申込が開始されます。）	
4. 保育料は、保護者の市民税の合計額を基に算定しますが、祖父母と同居している場合、祖父母も算定の対象となる場合があります。	
5. 保育所等利用申込補助票の記入内容と実際の児童の状態に違いがあり、施設が児童に対して特別な職員配置を必要と判断した場合、利用調整結果をお知らせした後であっても施設の職員配置の都合上、入所できない場合があります。	
上記内容を確認し、必ず保護者氏名をお書きください。	保護者氏名 霧島 花子 ※保護者全員が上記内容を確認した上で、代表者の方が自署してください。